

# COLUMN

## コラム

### 中小企業等の特許料・審査請求料の軽減等を受けるには...

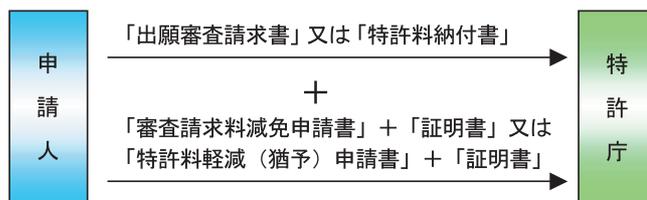
(詳細は、特許庁ホームページ<sup>1</sup>を参照。)

#### 1. 特許法における特許料・審査請求料の減免措置(資力に乏しい法人)

要件及び措置内容 要件は ~ のすべてを満たした場合

対象者	主な要件	措置内容
資力に乏しい法人	その発明が職務発明であること 職務発明を予約承継した使用者等であること 資本の額又は出資の総額が3億円以下 設立の日以後5年を経過していないこと 法人税が課されていないこと 他の法人に支配されていないこと	審査請求料 半額軽減  特許料(第1~3年) 3年間猶予

手続方法



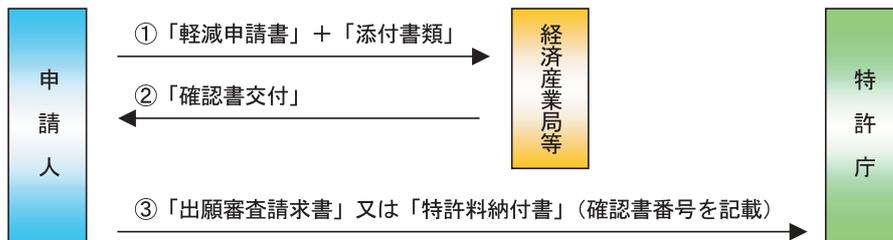
審査請求料減免申請書又は特許料軽減(猶予)申請書に加えて、要件を満たすことを証する書面を添付して特許庁に提出。

#### 2. 産業技術力強化法における特許料・審査請求料の軽減措置(研究開発型中小企業)

要件及び措置内容 要件は ~ のすべてを満たし、かつ のa) b)いずれかを満たした場合

対象者	主な要件	措置内容
研究開発型中小企業	その発明が職務発明であること 職務発明を予約承継した使用者等であること 試験研究比率の額(収入金額に対する割合)が3%を超えるもの 中小企業の要件として、a)資本の額若しくは出資の総額、又はb)従業員数が所定の要件を満たすこと	審査請求料 半額軽減  特許料(第1~3年) 半額軽減

手続方法



審査請求料減免申請書又は特許料軽減申請書に加えて、要件を満たすことを証する書面を各地方の経済産業局等に提出し、交付された確認書の番号を記載した出願審査請求書又は特許料納付書の特許庁に提出。

<sup>1</sup> 軽減等措置の詳細 <http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/index.htm>